

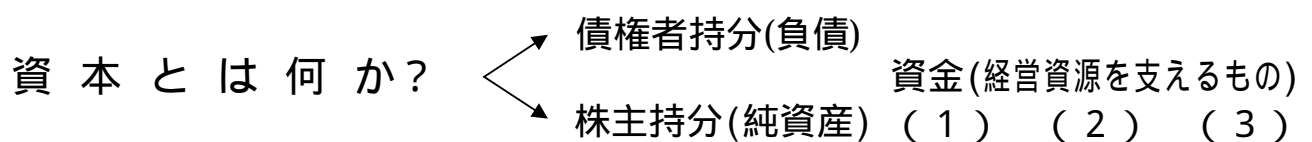


第 13 回 純資産の部の会計

- (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
- (- 2 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

月(5) 法 2 号館 213 教室
平成 23 年 7 月 11 日
財 務 諸 表 論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第 11 版 武田隆二著 H21 年 1 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第 7 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)



1 . 資本概念の変遷

何を重視して経済活動が行われているか。その結果、会計も変化する。

(1)貸方資本概念 ...実物経済(モノ作りの経済)

株主から拠出された資本は、会社の生産的設備へ投資されて利益を獲得するということが想定されていた。実物中心の経済である。管理者は貸方資本の維持を重視しなければならない。

(2)借方資本概念 ...マネー経済(金融財の経済)

管理の中心が貸方資本から借方金融財へ移行する。
金融財の比重の高まった経済社会では、「ボラティリティ」(価格の変動)と「フィージビリティ」(現金化可能性)を特性とする借方金融資産が重視される。それは採算点において任意に生産される性質の借方資本概念中心のリクイデーション(清算)重視の経済である。

(3)ゼロ資本概念 ...知的情報経済(ベンチャービジネスの経済)

知識に対する資金の提供という図式はあるが、貸方、借方の資本概念は重視されず、知的ビジネスモデルによるアイデアを事業に創り変えるようなイメージである。資金と事業活動がイコールとなる人、ノウハウの経済活動が中心となる。

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2 . 資本の部から純資産の部への改正

(1)従来は資本を、払込資本金と獲得利益の留保としてきた。

また、資産の部、負債の部、資本の部という区分ではあったが、特に資本の部の区分は大多数の賛同を得られたものではなかった。

その理由は、負債と資本の関係が次第に区分しづらくなってきているという事実がある。例えば、

返済期限の定めのない永久債は、負債と言えるのか。経済実態として資本と比較してどのような差があるのか。

償還株式は社債とどこが違うのか。

土地評価差額金や金融商品の時価評価損益は、株主への帰属という点で見ると変動中の評価差額は、獲得利益とどのような差があるのか。

連結財務諸表の少数株主持分は負債なのか、資本なのか。

新株予約権は権利行使されれば資本となるが、権利行使されない場合は利益となり、負債(義務)とも資本(利益)とも言えない。

今回の会社法の改正は、純資産の部について、従来の資本概念を株主資本という形で残しつつ、時価評価差額損益、繰延ヘッジ損益、少数株主持分などを株主資本以外の項目として区分し、両者を合わせて純資産とした。即ち、資本主の持分「株主への帰属 = 資本の部」から、資産と負債の差額「資産 - 負債 = 純資産の部」への変更である。

(2)債権者保護から自己責任へ

資本の部(意味のあるもの)から純資産の部(計算上の差額)

3 . 純資産の部の区分

これまで資本の部は、報告主体の所有者に帰属するものを表示するものとされて来たが、今回純資産の部と表示され、資産の部と負債の部に表示されないものが純資産の部へ表示されることになった。

(1) 会計基準

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（H17.12 ASBJ）

(2) 株主資本

会社法では、取崩しの区分によって資本金、準備金、剰余金に分類することになったが、会計学上は、源泉によって払込資本と留保利益に分類する考え方を重視している。

(3) 評価・換算差額等

(4) 新株予約権

従来は、権利が確定するまではその性格が明確化しないため、負債の部の仮勘定とされて来た。しかし、返済義務を負う負債でないため純資産の部への表示となった。

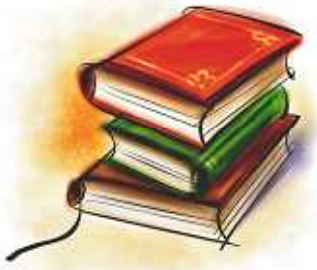
(5) 改正前の商法

資本	株主の払込資本
資本の減少	株主への払込資本の返還
債権者保護	資本維持の原則

(6) 改正後の会社法

資本	貸借対照表上の単なる計数
資本の減少	計数の振替変更
債権者保護	開示の充実

債権者保護から自己責任へ



(7月のごあいさつ)

平成 23 年 7 月 6 日 (水)

6 月には台風が 2 個(度)来て、完全な真夏になりました。30℃ は超えています、木陰は風が涼しく、本土の 38℃ にはびっくりしています。

武田隆二先生の財務諸表論第 11 版第 18 章(平成 21 年 中央経済社発行)を読ませていただいて、会社法会計の考え方の変化をそういうことなのかと感ずることができた。

従来、債権者保護の視点から、資本を株主から拠出された資本として、それを維持すべきものとする思考は明確に存在した。しかし会社法になって資本は、貸借対照表上の一つの計数に過ぎないものとして捉える立場へと変化した。計算上も自己資本を純資産に変えて、単に資産と負債との差額とすることになった。

「旧商法は、利益の配当というきわめて限られた場合のみ資本を会社財産の維持のための道具に使っているにすぎず、事業損失との関係では資本は何の役割も果たしていない。単なる貸借対照表上の計数にすぎず、現実の会計財産との関係では、まったく意味のないものという整理をしている」(那谷大輔・和久友子編著 会社法の計算評解 2006 年中央経済社)という。

従って、法律では資本制度を採用しているものの、会社財産の維持に関する別段の規制がないため、債権者として自己の債権回収を確実なものとしようとするれば、「開示の充実による自己防衛」に期待せざるを得ないということになる。

現代社会において、「市場原理」のうえに立った「自己責任原則」が前面に押し出されている。原則として経済主体が「自己の自由意思」をもって、「自らの判断で経済活動を営む」のであるが、そこでは、政府が事前に市場に介入し、経済活動を規制することをしない反面、各経済主体の行動結果については「自己責任」をもって応じなければならないことが予定されている。

このような環境理解が背景にあって、会社法では「債権者保護」に代替する形での「開示の充実」となったという理解である。

しかし乍ら、その自己防衛のための開示の充実がなされているか否かという点は公開会社を除き、必ずしも充分とは言えないのが現状である。資本の減少、合併、自己株式の取得などの場合の債権者保護手続ではなく、日常の中小企業の取引の安全のためには開示の充実に待たねばならないがその点については法律も、会計実務も充分であるとは言えないのではないか。

4 . 払込資本

(1) 会社法の改正

(2) 資本金額の決め方

平成 18 年の会社法の改正により、「払込価額主義」となった。このため従来は、 $\text{資本金の額} = \text{発行株式の発行価額} \times \text{発行株式の数}$ であったものが、 $\text{資本金の額} = \text{株主から会社へ払込まれた金額}$ となり、株式数と資本金の額との関係は完全に切断された。

(3) 増資の会計処理

(4) 減資の会計処理

(5) 資本準備金の増減

(6) 債権者保護と開示の充実

資本金は債権者保護にとって単なる名目にすぎず、その役割は果たさず、単なる貸借対照表上の計数に過ぎない。

債権者は、自己防衛のためには「開示の充実」に頼らざるを得ない。

市場原理の経済において、自己の自由意思が尊重される反面、行動結果は自己責任をもって応じなければならない。

会社法は債権者保護に代えて、開示の充実を規定している。

5 . 自己株式の会計

自己株式の取得について H13 以後商法、会計基準の改正等が行われたが H18 の会社法改正に伴って、自己株式を取得できる場合を次のとおり整理された。

取得条項付株式の条件発生による取得	所在不明株式の買取り
譲渡制限株式の取得	端数処理手続きにおける買取り
総会決議にもとづく取得	他の会社の事業の全部を譲り受ける際にその会社が有する株式の取得
取得請求権付株式の取得	合併に際して消滅する会社からの株式の承継
全部取得条項付種類株式の取得	吸収分割に際して分割する会社からの株式の承継
相続人等に対する売渡請求にもとづく取得	法務省令で定める場合
単元未満株式の買取り	

(1) 自己株式の取得

自己株式	1,000	／	現金預金	1,000
------	-------	---	------	-------

(2) 自己株式の取得と保有

(3) 自己株式の処分

現金預金	1,200	自己株式	1,000
		その他資本剰余金	200

現金預金	700	自己株式	1,000
その他資本剰余金	300		

(4) 自己株式の消却

その他資本剰余金	1,000	／	自己株式	1,000
----------	-------	---	------	-------

6 . 留保利益

(1) 剰余金の配当

(2) 利益準備金と積立金

7. 株主資本等変動計算書

(単位：××円)

	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	合計	評価差額金 その他有価証券	繰延ヘッジ損益	計			
		資本準備金	その他 資本剰余金	計	利益準備金	その他 利益剰余金									計
						××積立金	繰越利益剰余金								
前期末残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の取得、処分															
×××××															
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会435 計規59)

従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

8 . 持分の区分

(1)負債と資本

(2)潜在株主

9 . 引当金

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 17 年 12 月 9 日 ASBJ)

すべての会社の貸借対照表における純資産の部の表示を定める。

(2)純資産の部の表示

株主資本と株主資本以外の各項目に区分する。

(3)株主資本

資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

(4)株主資本以外の項目

評価・換算差額等及び新株予約権

評価・換算差額等にはその他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益等の当期の損益としていない場合の評価差額金や為替損益調整勘定等が含まれる。

(5)資本剰余金

(6)利益剰余金

(7)繰延税金資産又は繰延税金負債

(8) 潜在株式

その保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付与された証券又は契約をいい、例えば、ワラントや転換証券が含まれる。

(9) ワラント

その保有者が普通株式を取得することのできる権利又はこれに準じる権利をいい、例えば、新株予約権が含まれる。

(10) 転換証券

普通株式への転換請求権若しくはこれに準ずる権利が付与された金融負債(以下「転換負債」という。)又は普通株式以外の株式(以下「転換株式」という。)をいう。

(11) 潜在株式が希薄化効果を有する場合

潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益が、一株当たり当期純利益を下回る場合をいう。

(12) 無調整方法

期末の株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定するが、行使による入金額の使途は考慮しない方式をいう。

(13) 自己株式方式

期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、自己株式の買受に用いたと仮定する方式をいう。

(14) 利益調整方式

期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、国債への投資又は負債の返済に用いたと仮定する方法をいう。

(15) 期末転換仮定方式

期末の株価が行使価格を上回る場合、転換証券が普通株式に転換されたと仮定する方法をいう。

(16) 転換仮定方式

一株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式一株当たりの当期純利益調整額を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する方式をいう。

(17) 修正転換仮定方式

一株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式一株当たりの当期純利益調整額を上回り、かつ、期末の株価が行使価格を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する方式をいう。

-1-2 株主資本等変動計算書に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 17 年 12 月 27 日 ASBJ)

株主資本等変動計算書の表示区分及び表示方法等を定めることを目的とする。

純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。

(2)

-2 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 14 年 2 月 21 日 平成 18 年 8 月 11 日最終改正 ASBJ)

以下の会計処理を定めることを目的とする。

(1)自己株式の取得、保有、処分及び消却

(2)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

(2)自己株式処分差額

(3)自己株式処分差益

(4)自己株式処分差損

(5)自己株式の取得及び保有

自己株式は取得原価をもって、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。

(6)自己株式の処分

自己株式の処分損益は、その他資本剰余金に加減する。

(7)自己株式の消却

消却手続が完了したときに、その他資本剰余金から減額する。
負になった場合は、その他資本剰余金を零とし、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。

(8)帳簿価額の算定

(9)付随費用

(10)資本金及び準備金の額の減少の会計処理

(11)開 示

前回の復習と質問

(第12回 H23.7.4)

H23.7.11

貸借対照表の役割は何か？

一定時点における企業の財政状態を表示した一覧表である。それは企業のすべての資産、負債と純資産で表示する。また、資金の調達源泉と調達された資金の運用状態を表示する。

1. 貸借対照表は何を表示するのか

(1) 企業の資金状態の表示 (財政状態という資金の動的な調達運用状態)

資金の運用形態 (借方)	資金の調達源泉 (貸方)
資産(運用状態)	負債(外部資金調達) 純資産(内部資金調達)
(B/S 等式) 資産 = 負債 + 純資産	

(2) 企業の財政状態の表示

資産	流動資産		負債	流動負債			
				固定負債			
	固定資産	有形固定資産	純資産	株主資本	資本金		
		無形固定資産			新株申込証拠金		
		投資その他の資産			資本剰余金		
	繰延資産				利益剰余金		
					自己株式		
				自己株式申込証拠金			
				評価・換算差額等			
				新株予約権			

その他の包括利益累積額

2 . 資産の価額の決め方

資産の評価基準の主軸は、取得原価から時価への流れの中にある。

(1)測定と評価

資産の価額を測定すること

- ・取得原価 企業会計原則、過去における支出額
- ・利用(使用)価値 減損会計などに見られる利用価値
- ・市場価格(時価) 公正価値（第三者との取引における客観的な価値）

公正価値(fair value)

第三者との取引における客観的な価値を意味する。市場の時価、将来キャッシュフローの現在価値など。その評価基準がきちんと整備されれば、市場価額が存在する金融資産のみならず、あらゆる資産を公正価値で評価するという方向に進むと予想される。

IASB、FASB の資産の定義「将来に発生する可能性が高い経済価値」
ASBJ の資産の定義「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」
取得原価から時価への流れ

(2)貨幣性資産

現金及びこれに準ずるものであり、支払手段として短期間に使用可能な資産を指す。

例えば、現金はその額面通りの評価であり、売掛金などは将来の現金回収可能額で評価するのが原則である。

(3)費用性資産

将来の企業の経営活動において利用され、費用化されていくものである。

即ち、将来の収益に対応されるべき原価である。

費用性資産は、過去における現金支出額をベースに資産を評価し、費用化の基礎とする。

3．公正価値とは

金融商品の市場価額、資産の証券化、企業の評価などにおいて、公正価値が要求される。

(1)FASB、IASBの定義「測定日における市場参加者の秩序ある取引のなかで、ある資産を売却することで受取るであろう価格、あるいはある負債を移転することで支払うであろう価格

(2)公正価値

一般的には時価である。多数の売手と買手が経済合理性により市場を通じて取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。活発な取引が成長する市場等の存在により、客観的妥当性が存在すると考えられる。

(3)いかに公正価値を見積るか（企業評価の場合）

マーケット・アプローチ

公開会社の場合には時価がある「市場株価方式」を適用し、未公開会社の場合には「類似公開会社方式」又は「類似取引方式」を適用する。マーケット・アプローチの利点は、実際の株価、取引額に基づいているという実証的な面はあるが、欠点としては、類似公開会社又は類似取引の選定かつ困難な点がある。

インカム・アプローチ

企業の価値を、将来の一連の予測経済利益を適切な割引率または資本還元率によって現在価値に割引いて算定する方法。

コスト・アプローチ

時価純資産評価額である。

すべての資産項目と負債項目の時価を個別に評価して、その差額である時価ベースの純資産を株主価値とする評価方法。

(4)リーマンショック

2008年9月の金融危機による金融市場の機能不全は、公正価値会計に対する不信を起こした。

IASBは同年10月に「市場が活発でない場合の金融商品の公正価値と開示」を公表し、市場が活発でない場合には、市場価格をベースとした修正理論価格といった合理的に算定された価額を開示し、公正価値とすべきとした。